

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月30日

和歌山県知事 様

提出者 〒550-0004

住 所 大阪府大阪市西区靱本町1-11-7

氏 名 株式会社ガイアート関西支店

執行役員常務支店長 田又 誠一

電話番号 06-6446-5880

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 ガイアート 関西支店
事業場の所在地	大阪府大阪市西区靱本町1-11-7
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高（関西支店） 295,800万円
③ 従業員数	関西支店 110人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事 がれき類（コンクリート塊）→再生処理業者に委託し再生碎石として再資源化 木くず →再生処理業者に委託し、チップとして再資源化 道路建設工事 がれき類（アスファルト・コンクリート塊） →再生処理業者に委託し再生骨材として再資源化

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	添付資料のとおり				
	排 出 量	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組) 排出量を抑制した計画の提案						
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	添付資料のとおり				
	排 出 量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) 排出量を抑制した計画の提案						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くずの確実な分別を行い、保管する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取り組みの継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。						
	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
② 計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。						

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
① 現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量						
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。						
	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
② 計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量						
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。						

(第4面)

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類				
	全処理委託量	1000t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1000t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) 排出量を抑制した計画の提案の継続						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が6以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理に関する管理体制

	統括責任者	関西支店	支店長
	廃棄物担当	組織名	安全品質環境部
役割	支店品質環境委員会	1. 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理 の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で、必要な事項を検討する。	組織人数 3人
		委員長 支店長 委員 関連部署長 事務局 安全品質環境部長	
	廃棄物処理統括責任者	1. 廃棄物処理方針の策定 2. 支店の廃棄物管理規定の策定・改廃 3. 廃棄物処理に関する検討事項の決定、承認	
	廃棄物管理部長 (作業所長)	1. 廃棄物処理計画の作成 2. 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 3. 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 4. 処理業者、再生利用業者の選定、調査、管理 5. 委託契約書の締結 6. 産業廃棄物管理票の交付、管理 7. 監督官庁への各種報告 8. 社員、関連会社に対する教育啓発 9. その他関係する事項	

廃棄物管理組織図



